北秋田市地域おこし協力隊

「伊勢堂岱遺跡・ＪＯＭＯＮコンシェルジュ」募集要項

令和４年７月25日告示第99号

（目的）

第１条　この要項は、北秋田市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年北秋田市告示第98号）の規定に基づき、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である本市の「伊勢堂岱遺跡」内の遺跡ガイドと体験学習に係る企画運営並びにＰＲ活動等に従事する地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の募集及び任用後の活動等に関する事項を規定するものとする。

（募集人員及び募集隊員の呼称）

第２条　募集人員は１名とする。

２　募集する隊員の委嘱上の呼称は、「伊勢堂岱遺跡・ＪＯＭＯＮコンシェルジュ」とする。

（応募資格）

第３条　応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（※）に規定する欠格事項に該当しない者

(２)　応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。）

(３)　誠実に職務を遂行できると認められる者

(４)　地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者

(５)　道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第３項に規定する普通自動車免許を有している者

(６)　パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、ＳＮＳ等の活用ができる者

(７)　募集期間の始期の属する年度の４月１日現在において、概ね20歳以上の者

※（１）地方公務員法第16条の内容

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※（２）「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村（詳しくは、総務省HPの地域おこし協力隊「地域要件確認票」を参照してください。）

（募集期間）

第４条　募集期間は、任用する年度に属する７月25日から９月30日までとし、採用者が決定した時点で募集を締め切る。ただし、募集期間内に任用者を決定することができない場合は、１か月を単位として募集期間を延長するものとすることができる。

（応募書類及び応募方法）

第５条　隊員として採用されることを希望する者は、様式第１号及び６か月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付した任意様式による履歴書を市に提出しなければならない。

２　応募方法は、応募書類を郵送またはＥメールで提出することとする。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Ｅメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とする。

(１)　郵送先は、〒018-3312 秋田県北秋田市花園町15-1　北秋田市教育委員会生涯学習課世界遺産推進係とし、「北秋田市地域おこし協力隊応募書類在中」と封筒に明記すること。

(２)　Ｅメールの送信先は、sekaiisan[@city.kitaakita.akita.jp](mailto:seisaku@city.kitaakita.akita.jp)とし、タイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信すること。

（個人情報及び応募書類の取扱）

第６条　応募書類に記載された個人情報は、選考上の審査及び雇用に必要な場合のみ使用し、北秋田市個人情報保護条例（平成19年北秋田市条例第３号）の規定に基づき管理する。

２　提出された応募書類は、選考への合格又は不合格を問わず、これを返却しない。

（応募者の選考等）

第７条　応募者の選考は、１次選考として書類審査を行い、選考結果は様式第２号により応募者全員に通知する。

２　１次選考の合格者は、面接による２次選考を行う。

(１)　２次選考会場までの交通費は、応募者の負担とする。

(２)　２次選考の選考結果は、様式第３号により応募者全員に通知する。

３　応募者は、選考の審査過程及び選考結果に対して不服や異議等の申し立てを行わないことを予め承諾すること。

（活動開始日等）

第８条　隊員としての活動開始日等の詳細については、市及び隊員が双方協議のうえ決定する。

（隊員の活動）

第９条　隊員は、市及び関係団体等との連携を密にし、次の各号に掲げる活動を行う。

1. 伊勢堂岱遺跡の遺跡案内やガイドプログラムの企画・構築・運営に関すること
2. 伊勢堂岱縄文館の施設案内やガイドプログラムの企画・構築・運営に関すること
3. 体験学習プログラムの企画・構築・運営に関すること
4. 自治会やジュニアボランティア育成に係る連携・協力に関すること
5. 教育普及業務（講座等の企画及び運営実務等）に関すること
6. 国内及び国外に対する伊勢堂岱遺跡等の情報発信に関すること
7. その他、世界文化遺産に関すること
8. 隊員自らが本市への定住のために行う活動に関すること

（隊員の遵守事項）

第10条　隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　活動地域における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること

(２)　活動中の所在を明らかにすること

(３)　前条に規定する活動に係る情報収集に努めること

(４)　健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること

(５)　活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること

（委嘱期間）

第11条　隊員の委嘱期間は１年とし、最長３年まで延長することができる。ただし、第14条の規定により隊員の活動の停止を承認したときは、当該活動を停止した期間に相当する期間の範囲内で、隊員の委嘱期間を延長することができる。

２　委嘱期間の延長を希望する隊員は、委嘱の日から６か月を経過した日から１か月以内に、様式第４号を市長に提出するものとする。

３　前項による申請があった場合、市長は活動内容等を審査し、委嘱期間の延長の可否について様式第５号により通知する。

（報酬、活動時間その他活動条件及び身分的取り扱い）

第12条　隊員の報酬は、月額195,100円とする。

２　隊員には条例第９条に基づく期末手当を支給するものとし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当その他の手当に相当する報酬は、支給しない。

３　隊員は、必要な社会保険等に加入し、保険料の被保険者負担分は報酬から控除する。

４　隊員の住居は、原則として市が提供し家賃等は市が負担する。ただし、引越し費用や生活必需品、光熱水費等にかかる経費は隊員が負担する。

５　隊員の活動において必要となる車両及びパソコン等の事務機器は市が貸与し、使用は活動に限るものとする。ただし、通勤に要する費用は支給しない。

６　市は、隊員の活動において発生する旅費のほか必要と認められる経費（自動車燃料費、消耗品、研修負担金等）を予算の範囲で支給する。

７　隊員の勤務地は、北秋田市教育委員会生涯学習課世界遺産推進係内（北秋田市花園町15-1）とする。活動内容に応じ、勤務地を起点とし、市内関連施設等とする。

８　隊員の身分は、北秋田市の会計年度任用職員とする。

９　隊員は、第９条に規定する活動の妨げにならない範囲において、市が支給する報酬以外に本市に定住する目的をもって他の営利活動等から収入を得ようとする場合は、事前に市長に様式第６号を提出するものとする。

10　市長は、前項による申請を審査し、許可又は不許可を決定し、様式第７号により隊員に通知する。

（活動日及び活動時間）

第13条　隊員の活動時間は平日を基本とし、休憩時間（60分）を除き、活動時間は午前８時30分から午後４時00分（１週間当たり32時間30分）までとする。

２　休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日）を基本とする。

　ただし、やむを得ず休日に活動した場合は、平日の振替で対応する。

　（活動の一時休止）

第14条　隊員は、産前産後又は育児のため、一定の期間にわたり隊員としての活動に従事することができないと認められるときは、市長の承認を得て、１年の範囲内で隊員としての活動を休止することができる。

２　隊員は、前項の規定により活動の休止の承認を得た場合、活動の休止を承認された期間内において、引き続き隊員としての身分を保有するものとする。

３　隊員が活動を休止している期間は、隊員としての報酬は支給しない。

（活動報告）

第15条　隊員は、活動内容を記載した様式第８号による業務週報を一月単位で取りまとめ、翌月15日までに市長に報告する。

（解任）

第16条　市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、解任することができる。

(１)　法令若しくは活動上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき

(２)　心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(３)　隊員としてふさわしくない非行があったとき

(４)　自己の都合により、退任の申し出があったとき

（守秘義務）

第17条　隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

（市の責務）

第18条　市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(１)　隊員の活動に関する総合調整

(２)　隊員の活動地域との調整及び住民への周知

(３)　隊員の活動終了後の定住支援

(４)　前各号に定めるもののほか、隊員の活動に関して必要な事項

（庶務）

第19条　隊員に関する庶務は、生涯学習課世界遺産推進係において処理する。

（委任）

第20条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公布の日から施行する。